

4-1 介護福祉施設サービス（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>1 介護福祉施設サービス</p> <p>イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）</p> <p>(1) 介護福祉施設サービス費</p> <p>(一) 介護福祉施設サービス費（Ⅰ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>559単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>627単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>697単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>765単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>832単位</u></p> <p>(二) 介護福祉施設サービス費（Ⅱ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>559単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>627単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>697単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>765単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>832単位</u></p> <p>(2) 経過の小規模介護福祉施設サービス費</p> <p>(一) 経過の小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>661単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>726単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>797単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>862単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>926単位</u></p> <p>(二) 経過の小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>661単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>726単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>797単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>862単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>926単位</u></p> <p>ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）</p> <p>(1) ユニット型介護福祉施設サービス費</p> <p>(一) ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>638単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>705単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>778単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>846単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>913単位</u></p> <p>(二) ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>638単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>705単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>778単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>846単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>913単位</u></p> <p>(2) ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費</p> <p>(一) ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>732単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>798単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>869単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>934単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>998単位</u></p> <p>(二) ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>732単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>798単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>869単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>934単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>998単位</u></p> <p>△ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） イからナまでにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数</p>	<p>1 介護福祉施設サービス</p> <p>イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）</p> <p>(1) 介護福祉施設サービス費</p> <p>(一) 介護福祉施設サービス費（Ⅰ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>557単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>625単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>695単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>763単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>829単位</u></p> <p>(二) 介護福祉施設サービス費（Ⅱ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>557単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>625単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>695単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>763単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>829単位</u></p> <p>(2) 経過の小規模介護福祉施設サービス費</p> <p>(一) 経過の小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>659単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>724単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>794単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>859単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>923単位</u></p> <p>(二) 経過の小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>659単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>724単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>794単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>859単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>923単位</u></p> <p>ロ ユニット型介護福祉施設サービス費（1日につき）</p> <p>(1) ユニット型介護福祉施設サービス費</p> <p>(一) ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>636単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>703単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>776単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>843単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>910単位</u></p> <p>(二) ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>636単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>703単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>776単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>843単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>910単位</u></p> <p>(2) ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費</p> <p>(一) ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>730単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>795単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>866単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>931単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>995単位</u></p> <p>(二) ユニット型経過の小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>730単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>795単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>866単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>931単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>995単位</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからナまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>○ 介護福祉施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定介護老人福祉施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定介護老人福祉施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに当該施設の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注5の日常生活継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。</p> <p>(6) 介護福祉施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>→大臣基準告示・八十八の二</p>

4-2 介護保健施設サービス（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>2 介護保健施設サービス</p> <p>イ 介護保健施設サービス費（1日につき）</p> <p>(1) 介護保健施設サービス費（I）</p> <p>（一）介護保健施設サービス費（i）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>701単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>746単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>808単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>860単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>911単位</u></p> <p>（二）介護保健施設サービス費（ii）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>742単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>814単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>876単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>932単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>988単位</u></p> <p>（三）介護保健施設サービス費（iii）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>775単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>823単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>884単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>935単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>989単位</u></p> <p>（四）介護保健施設サービス費（iv）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>822単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>896単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>959単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>1,015単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>1,070単位</u></p> <p>(2) 介護保健施設サービス費（II）</p> <p>（一）介護保健施設サービス費（i）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>726単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>808単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>921単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>998単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>1,072単位</u></p> <p>（二）介護保健施設サービス費（ii）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>804単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>886単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>1,001単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>1,076単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>1,150単位</u></p> <p>(3) 介護保健施設サービス費（III）</p> <p>（一）介護保健施設サービス費（i）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>726単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>802単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>895単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>971単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>1,045単位</u></p> <p>（二）介護保健施設サービス費（ii）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>804単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>880単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>974単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>1,048単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>1,123単位</u></p> <p>(4) 介護保健施設サービス費（IV）</p> <p>（一）介護保健施設サービス費（i）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>687単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>731単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>792単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>843単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>893単位</u></p> <p>（二）介護保健施設サービス費（ii）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>759単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>807単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>866単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>916単位</u></p>	<p>2 介護保健施設サービス</p> <p>イ 介護保健施設サービス費（1日につき）</p> <p>(1) 介護保健施設サービス費（I）</p> <p>（一）介護保健施設サービス費（i）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>698単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>743単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>804単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>856単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>907単位</u></p> <p>（二）介護保健施設サービス費（ii）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>739単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>810単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>872単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>928単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>983単位</u></p> <p>（三）介護保健施設サービス費（iii）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>771単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>819単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>880単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>931単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>984単位</u></p> <p>（四）介護保健施設サービス費（iv）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>818単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>892単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>954単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>1,010単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>1,065単位</u></p> <p>(2) 介護保健施設サービス費（II）</p> <p>（一）介護保健施設サービス費（i）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>723単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>804単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>917単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>993単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>1,067単位</u></p> <p>（二）介護保健施設サービス費（ii）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>800単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>882単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>996単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>1,071単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>1,145単位</u></p> <p>(3) 介護保健施設サービス費（III）</p> <p>（一）介護保健施設サービス費（i）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>723単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>798単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>891単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>966単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>1,040単位</u></p> <p>（二）介護保健施設サービス費（ii）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>800単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>876単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>969単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>1,043単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>1,118単位</u></p> <p>(4) 介護保健施設サービス費（IV）</p> <p>（一）介護保健施設サービス費（i）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>684単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>728単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>788単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>839単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e 要介護5 <u>889単位</u></p> <p>（二）介護保健施設サービス費（ii）</p> <p style="margin-left: 20px;">a 要介護1 <u>756単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b 要介護2 <u>803単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c 要介護3 <u>862単位</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d 要介護4 <u>912単位</u></p>

改 正 後	改 正 前
e 要介護5 <u>968単位</u>	e 要介護5 <u>964単位</u>
ロ ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）	ロ ユニット型介護保健施設サービス費（1日につき）
(1) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）	(1) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）
（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）	（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）
a 要介護1 <u>781単位</u>	a 要介護1 <u>777単位</u>
b 要介護2 <u>826単位</u>	b 要介護2 <u>822単位</u>
c 要介護3 <u>888単位</u>	c 要介護3 <u>884単位</u>
d 要介護4 <u>941単位</u>	d 要介護4 <u>937単位</u>
e 要介護5 <u>993単位</u>	e 要介護5 <u>988単位</u>
（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）	（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）
a 要介護1 <u>826単位</u>	a 要介護1 <u>822単位</u>
b 要介護2 <u>900単位</u>	b 要介護2 <u>896単位</u>
c 要介護3 <u>962単位</u>	c 要介護3 <u>958単位</u>
d 要介護4 <u>1,019単位</u>	d 要介護4 <u>1,014単位</u>
e 要介護5 <u>1,074単位</u>	e 要介護5 <u>1,069単位</u>
（三） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅲ）	（三） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅲ）
a 要介護1 <u>781単位</u>	a 要介護1 <u>777単位</u>
b 要介護2 <u>826単位</u>	b 要介護2 <u>822単位</u>
c 要介護3 <u>888単位</u>	c 要介護3 <u>884単位</u>
d 要介護4 <u>941単位</u>	d 要介護4 <u>937単位</u>
e 要介護5 <u>993単位</u>	e 要介護5 <u>988単位</u>
（四） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅳ）	（四） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅳ）
a 要介護1 <u>826単位</u>	a 要介護1 <u>822単位</u>
b 要介護2 <u>900単位</u>	b 要介護2 <u>896単位</u>
c 要介護3 <u>962単位</u>	c 要介護3 <u>958単位</u>
d 要介護4 <u>1,019単位</u>	d 要介護4 <u>1,014単位</u>
e 要介護5 <u>1,074単位</u>	e 要介護5 <u>1,069単位</u>
(2) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）	(2) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）
（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）	（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）
a 要介護1 <u>889単位</u>	a 要介護1 <u>885単位</u>
b 要介護2 <u>971単位</u>	b 要介護2 <u>966単位</u>
c 要介護3 <u>1,084単位</u>	c 要介護3 <u>1,079単位</u>
d 要介護4 <u>1,160単位</u>	d 要介護4 <u>1,155単位</u>
e 要介護5 <u>1,235単位</u>	e 要介護5 <u>1,229単位</u>
（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）	（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）
a 要介護1 <u>889単位</u>	a 要介護1 <u>885単位</u>
b 要介護2 <u>971単位</u>	b 要介護2 <u>966単位</u>
c 要介護3 <u>1,084単位</u>	c 要介護3 <u>1,079単位</u>
d 要介護4 <u>1,160単位</u>	d 要介護4 <u>1,155単位</u>
e 要介護5 <u>1,235単位</u>	e 要介護5 <u>1,229単位</u>
(3) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅲ）	(3) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅲ）
（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）	（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）
a 要介護1 <u>889単位</u>	a 要介護1 <u>885単位</u>
b 要介護2 <u>964単位</u>	b 要介護2 <u>960単位</u>
c 要介護3 <u>1,058単位</u>	c 要介護3 <u>1,053単位</u>
d 要介護4 <u>1,133単位</u>	d 要介護4 <u>1,128単位</u>
e 要介護5 <u>1,208単位</u>	e 要介護5 <u>1,202単位</u>
（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）	（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）
a 要介護1 <u>889単位</u>	a 要介護1 <u>885単位</u>
b 要介護2 <u>964単位</u>	b 要介護2 <u>960単位</u>
c 要介護3 <u>1,058単位</u>	c 要介護3 <u>1,053単位</u>
d 要介護4 <u>1,133単位</u>	d 要介護4 <u>1,128単位</u>
e 要介護5 <u>1,208単位</u>	e 要介護5 <u>1,202単位</u>
(4) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅳ）	(4) ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅳ）
（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）	（一） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅰ）
a 要介護1 <u>764単位</u>	a 要介護1 <u>761単位</u>
b 要介護2 <u>810単位</u>	b 要介護2 <u>806単位</u>
c 要介護3 <u>870単位</u>	c 要介護3 <u>866単位</u>
d 要介護4 <u>922単位</u>	d 要介護4 <u>918単位</u>
e 要介護5 <u>972単位</u>	e 要介護5 <u>968単位</u>
（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）	（二） ユニット型介護保健施設サービス費（ⅱ）
a 要介護1 <u>764単位</u>	a 要介護1 <u>761単位</u>
b 要介護2 <u>810単位</u>	b 要介護2 <u>806単位</u>
c 要介護3 <u>870単位</u>	c 要介護3 <u>866単位</u>
d 要介護4 <u>922単位</u>	d 要介護4 <u>918単位</u>
e 要介護5 <u>972単位</u>	e 要介護5 <u>968単位</u>
タ 緊急時施設療養費	タ 緊急時施設療養費
入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。	入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

改正後	改正前
<p>(1) 緊急時治療管理（1日につき） 518単位 注1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。 2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。</p> <p>(2) 特定治療 注 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>レ 所定疾患施設療養費（1日につき） 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。 (1) 所定疾患施設療養費（Ⅰ） 239単位 (2) 所定疾患施設療養費（Ⅱ） 480単位 2 同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。 3 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。</p> <p>ノ 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） <u>イからウまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数</u> (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） <u>イからウまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数</u></p>	<p>(1) 緊急時治療管理（1日につき） 511単位 注1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。 2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。</p> <p>(2) 特定治療 注 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。</p> <p>レ 所定疾患施設療養費（1日につき） 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。 (1) 所定疾患施設療養費（Ⅰ） 235単位 (2) 所定疾患施設療養費（Ⅱ） 475単位 2 同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。 3 緊急時施設療養費を算定した日は、算定しない。</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 ○ 介護保健施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） <u>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</u> (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 介護老人保健施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。 (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。 (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。 (2) 当該介護老人保健施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作</p>	<p>(新設)</p> <p>→大臣基準告示・九十四の二</p>

改 正 後	改 正 前
<p>成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該介護老人保健施設において、事業年度ごとに当該施設の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 介護保健施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</p> <p>(6) 介護保健施設サービスにおける介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>□ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

4-3イ 介護療養施設サービス（療養病床を有する病院・単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>3 介護療養施設サービス</p> <p>イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス</p> <p>(1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）</p> <p>（-）療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）</p> <p>a 療養型介護療養施設サービス費（i）</p> <p>i 要介護1 645単位</p> <p>ii 要介護2 748単位</p> <p>iii 要介護3 973単位</p> <p>iv 要介護4 1,068単位</p> <p>v 要介護5 1,154単位</p> <p>b 療養型介護療養施設サービス費（ii）</p> <p>i 要介護1 673単位</p> <p>ii 要介護2 782単位</p> <p>iii 要介護3 1,016単位</p> <p>iv 要介護4 1,115単位</p> <p>v 要介護5 1,205単位</p> <p>c 療養型介護療養施設サービス費（iii）</p> <p>i 要介護1 663単位</p> <p>ii 要介護2 769単位</p> <p>iii 要介護3 1,001単位</p> <p>iv 要介護4 1,098単位</p> <p>v 要介護5 1,187単位</p> <p>d 療養型介護療養施設サービス費（iv）</p> <p>i 要介護1 749単位</p> <p>ii 要介護2 853単位</p> <p>iii 要介護3 1,077単位</p> <p>iv 要介護4 1,173単位</p> <p>v 要介護5 1,258単位</p> <p>e 療養型介護療養施設サービス費（v）</p> <p>i 要介護1 783単位</p> <p>ii 要介護2 891単位</p> <p>iii 要介護3 1,126単位</p> <p>iv 要介護4 1,225単位</p> <p>v 要介護5 1,315単位</p> <p>f 療養型介護療養施設サービス費（vi）</p> <p>i 要介護1 770単位</p>	<p>3 介護療養施設サービス</p> <p>イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス</p> <p>(1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）</p> <p>（-）療養型介護療養施設サービス費（Ⅰ）</p> <p>a 療養型介護療養施設サービス費（i）</p> <p>i 要介護1 641単位</p> <p>ii 要介護2 744単位</p> <p>iii 要介護3 967単位</p> <p>iv 要介護4 1,062単位</p> <p>v 要介護5 1,147単位</p> <p>b 療養型介護療養施設サービス費（ii）</p> <p>i 要介護1 669単位</p> <p>ii 要介護2 777単位</p> <p>iii 要介護3 1,010単位</p> <p>iv 要介護4 1,109単位</p> <p>v 要介護5 1,198単位</p> <p>c 療養型介護療養施設サービス費（iii）</p> <p>i 要介護1 659単位</p> <p>ii 要介護2 765単位</p> <p>iii 要介護3 995単位</p> <p>iv 要介護4 1,092単位</p> <p>v 要介護5 1,180単位</p> <p>d 療養型介護療養施設サービス費（iv）</p> <p>i 要介護1 745単位</p> <p>ii 要介護2 848単位</p> <p>iii 要介護3 1,071単位</p> <p>iv 要介護4 1,166単位</p> <p>v 要介護5 1,251単位</p> <p>e 療養型介護療養施設サービス費（v）</p> <p>i 要介護1 778単位</p> <p>ii 要介護2 886単位</p> <p>iii 要介護3 1,119単位</p> <p>iv 要介護4 1,218単位</p> <p>v 要介護5 1,307単位</p> <p>f 療養型介護療養施設サービス費（vi）</p> <p>i 要介護1 766単位</p>

改 正 後		改 正 前	
ii 要介護2	878単位	ii 要介護2	873単位
iii 要介護3	1,108単位	iii 要介護3	1,102単位
iv 要介護4	1,206単位	iv 要介護4	1,199単位
v 要介護5	1,295単位	v 要介護5	1,287単位
(二) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)		(二) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)		a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	589単位	i 要介護1	586単位
ii 要介護2	693単位	ii 要介護2	689単位
iii 要介護3	846単位	iii 要介護3	841単位
iv 要介護4	993単位	iv 要介護4	987単位
v 要介護5	1,033単位	v 要介護5	1,027単位
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)		b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	605単位	i 要介護1	601単位
ii 要介護2	711単位	ii 要介護2	707単位
iii 要介護3	867単位	iii 要介護3	862単位
iv 要介護4	1,018単位	iv 要介護4	1,012単位
v 要介護5	1,059単位	v 要介護5	1,053単位
c 療養型介護療養施設サービス費(iii)		c 療養型介護療養施設サービス費(iii)	
i 要介護1	695単位	i 要介護1	691単位
ii 要介護2	799単位	ii 要介護2	794単位
iii 要介護3	951単位	iii 要介護3	945単位
iv 要介護4	1,098単位	iv 要介護4	1,092単位
v 要介護5	1,138単位	v 要介護5	1,131単位
d 療養型介護療養施設サービス費(iv)		d 療養型介護療養施設サービス費(iv)	
i 要介護1	713単位	i 要介護1	709単位
ii 要介護2	819単位	ii 要介護2	814単位
iii 要介護3	975単位	iii 要介護3	969単位
iv 要介護4	1,126単位	iv 要介護4	1,119単位
v 要介護5	1,166単位	v 要介護5	1,159単位
(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)		(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	
a 療養型介護療養施設サービス費(i)		a 療養型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	567単位	i 要介護1	564単位
ii 要介護2	674単位	ii 要介護2	670単位
iii 要介護3	818単位	iii 要介護3	813単位
iv 要介護4	968単位	iv 要介護4	962単位
v 要介護5	1,007単位	v 要介護5	1,001単位
b 療養型介護療養施設サービス費(ii)		b 療養型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	674単位	i 要介護1	670単位
ii 要介護2	780単位	ii 要介護2	775単位
iii 要介護3	924単位	iii 要介護3	919単位
iv 要介護4	1,074単位	iv 要介護4	1,068単位
v 要介護5	1,113単位	v 要介護5	1,107単位
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)		(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	
(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)		(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)		a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	654単位	i 要介護1	650単位
ii 要介護2	758単位	ii 要介護2	754単位
iii 要介護3	902単位	iii 要介護3	897単位
iv 要介護4	989単位	iv 要介護4	983単位
v 要介護5	1,076単位	v 要介護5	1,070単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)		b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	759単位	i 要介護1	755単位
ii 要介護2	865単位	ii 要介護2	860単位
iii 要介護3	1,008単位	iii 要介護3	1,002単位
iv 要介護4	1,095単位	iv 要介護4	1,089単位
v 要介護5	1,182単位	v 要介護5	1,175単位
(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)		(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	
a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)		a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)	
i 要介護1	654単位	i 要介護1	650単位
ii 要介護2	758単位	ii 要介護2	754単位
iii 要介護3	862単位	iii 要介護3	857単位
iv 要介護4	950単位	iv 要介護4	944単位
v 要介護5	1,036単位	v 要介護5	1,030単位
b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)		b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)	
i 要介護1	759単位	i 要介護1	755単位
ii 要介護2	865単位	ii 要介護2	860単位
iii 要介護3	968単位	iii 要介護3	962単位
iv 要介護4	1,054単位	iv 要介護4	1,048単位
v 要介護5	1,143単位	v 要介護5	1,136単位
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)		(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	

改 正 後	改 正 前
(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (I)	(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (I)
a 要介護1 771単位	a 要介護1 767単位
b 要介護2 875単位	b 要介護2 870単位
c 要介護3 1,099単位	c 要介護3 1,093単位
d 要介護4 1,195単位	d 要介護4 1,188単位
e 要介護5 1,280単位	e 要介護5 1,273単位
(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (II)	(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (II)
a 要介護1 800単位	a 要介護1 795単位
b 要介護2 908単位	b 要介護2 903単位
c 要介護3 1,143単位	c 要介護3 1,136単位
d 要介護4 1,242単位	d 要介護4 1,235単位
e 要介護5 1,332単位	e 要介護5 1,324単位
(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (III)	(三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (III)
a 要介護1 790単位	a 要介護1 785単位
b 要介護2 896単位	b 要介護2 891単位
c 要介護3 1,128単位	c 要介護3 1,121単位
d 要介護4 1,225単位	d 要介護4 1,218単位
e 要介護5 1,314単位	e 要介護5 1,306単位
(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (IV)	(四) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (IV)
a 要介護1 771単位	a 要介護1 767単位
b 要介護2 875単位	b 要介護2 870単位
c 要介護3 1,099単位	c 要介護3 1,093単位
d 要介護4 1,195単位	d 要介護4 1,188単位
e 要介護5 1,280単位	e 要介護5 1,273単位
(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (V)	(五) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (V)
a 要介護1 800単位	a 要介護1 795単位
b 要介護2 908単位	b 要介護2 903単位
c 要介護3 1,143単位	c 要介護3 1,136単位
d 要介護4 1,242単位	d 要介護4 1,235単位
e 要介護5 1,332単位	e 要介護5 1,324単位
(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (VI)	(六) ユニット型療養型介護療養施設サービス費 (VI)
a 要介護1 790単位	a 要介護1 785単位
b 要介護2 896単位	b 要介護2 891単位
c 要介護3 1,128単位	c 要介護3 1,121単位
d 要介護4 1,225単位	d 要介護4 1,218単位
e 要介護5 1,314単位	e 要介護5 1,306単位
(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)
(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (I)	(一) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (I)
a 要介護1 771単位	a 要介護1 767単位
b 要介護2 875単位	b 要介護2 870単位
c 要介護3 1,012単位	c 要介護3 1,006単位
d 要介護4 1,097単位	d 要介護4 1,091単位
e 要介護5 1,183単位	e 要介護5 1,176単位
(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (II)	(二) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費 (II)
a 要介護1 771単位	a 要介護1 767単位
b 要介護2 875単位	b 要介護2 870単位
c 要介護3 1,012単位	c 要介護3 1,006単位
d 要介護4 1,097単位	d 要介護4 1,091単位
e 要介護5 1,183単位	e 要介護5 1,176単位
(15) 特定診療費	(15) 特定診療費
注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。 1～3 (略) 4 重度療養管理 (1日につき) 125単位 注 (略) 5～17 (略)	→平12厚生省告示30・別表第一
(21) 介護職員等特定処遇改善加算	(新設)
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれか	

改正後	改正前
<p>の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1）から(19)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>(二) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1）から(19)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数</p> <p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>○ 介護療養施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定介護療養型医療施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>(三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定介護療養型医療施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定介護療養型医療施設において、事業年度ごとに当該施設の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 介護療養施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</p> <p>(6) 介護療養施設サービスにおける介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	<p>→大臣基準告示・九十九の二</p>

4-3 介護療養施設サービス（療養病床を有する診療所・単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>3 介護療養施設サービス</p> <p>□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス</p> <p>(1) 診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）</p> <p>(-) 診療所型介護療養施設サービス費（I）</p> <p>a 診療所型介護療養施設サービス費（i）</p> <p>i 要介護1 <u>627単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>676単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>724単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>772単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>822単位</u></p> <p>b 診療所型介護療養施設サービス費（ii）</p> <p>i 要介護1 <u>654単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>706単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>756単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>807単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>858単位</u></p> <p>c 診療所型介護療養施設サービス費（iii）</p> <p>i 要介護1 <u>645単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>695単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>745単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>795単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>845単位</u></p> <p>d 診療所型介護療養施設サービス費（iv）</p> <p>i 要介護1 <u>731単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>780単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>830単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>877単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>926単位</u></p> <p>e 診療所型介護療養施設サービス費（v）</p> <p>i 要介護1 <u>763単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>815単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>866単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>916単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>968単位</u></p> <p>f 診療所型介護療養施設サービス費（vi）</p> <p>i 要介護1 <u>752単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>803単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>853単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>902単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>954単位</u></p> <p>(-) 診療所型介護療養施設サービス費（II）</p> <p>a 診療所型介護療養施設サービス費（i）</p> <p>i 要介護1 <u>549単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>593単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>637単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>682単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>725単位</u></p> <p>b 診療所型介護療養施設サービス費（ii）</p> <p>i 要介護1 <u>656単位</u></p> <p>ii 要介護2 <u>699単位</u></p> <p>iii 要介護3 <u>743単位</u></p> <p>iv 要介護4 <u>787単位</u></p> <p>v 要介護5 <u>831単位</u></p> <p>(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）</p> <p>(-) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（I）</p> <p>a 要介護1 <u>752単位</u></p> <p>b 要介護2 <u>802単位</u></p> <p>c 要介護3 <u>850単位</u></p> <p>d 要介護4 <u>898単位</u></p> <p>e 要介護5 <u>947単位</u></p> <p>(-) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（II）</p> <p>a 要介護1 <u>780単位</u></p> <p>b 要介護2 <u>832単位</u></p> <p>c 要介護3 <u>882単位</u></p> <p>d 要介護4 <u>932単位</u></p>	<p>3 介護療養施設サービス</p> <p>□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス</p> <p>(1) 診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）</p> <p>(-) 診療所型介護療養施設サービス費（I）</p> <p>a 診療所型介護療養施設サービス費（i）</p> <p>i 要介護1 623単位</p> <p>ii 要介護2 672単位</p> <p>iii 要介護3 720単位</p> <p>iv 要介護4 768単位</p> <p>v 要介護5 817単位</p> <p>b 診療所型介護療養施設サービス費（ii）</p> <p>i 要介護1 650単位</p> <p>ii 要介護2 702単位</p> <p>iii 要介護3 752単位</p> <p>iv 要介護4 802単位</p> <p>v 要介護5 853単位</p> <p>c 診療所型介護療養施設サービス費（iii）</p> <p>i 要介護1 641単位</p> <p>ii 要介護2 691単位</p> <p>iii 要介護3 741単位</p> <p>iv 要介護4 790単位</p> <p>v 要介護5 840単位</p> <p>d 診療所型介護療養施設サービス費（iv）</p> <p>i 要介護1 727単位</p> <p>ii 要介護2 775単位</p> <p>iii 要介護3 825単位</p> <p>iv 要介護4 872単位</p> <p>v 要介護5 921単位</p> <p>e 診療所型介護療養施設サービス費（v）</p> <p>i 要介護1 759単位</p> <p>ii 要介護2 810単位</p> <p>iii 要介護3 861単位</p> <p>iv 要介護4 911単位</p> <p>v 要介護5 962単位</p> <p>f 診療所型介護療養施設サービス費（vi）</p> <p>i 要介護1 748単位</p> <p>ii 要介護2 798単位</p> <p>iii 要介護3 848単位</p> <p>iv 要介護4 897単位</p> <p>v 要介護5 948単位</p> <p>(-) 診療所型介護療養施設サービス費（II）</p> <p>a 診療所型介護療養施設サービス費（i）</p> <p>i 要介護1 546単位</p> <p>ii 要介護2 590単位</p> <p>iii 要介護3 633単位</p> <p>iv 要介護4 678単位</p> <p>v 要介護5 721単位</p> <p>b 診療所型介護療養施設サービス費（ii）</p> <p>i 要介護1 652単位</p> <p>ii 要介護2 695単位</p> <p>iii 要介護3 739単位</p> <p>iv 要介護4 782単位</p> <p>v 要介護5 826単位</p> <p>(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（1日につき）</p> <p>(-) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（I）</p> <p>a 要介護1 748単位</p> <p>b 要介護2 797単位</p> <p>c 要介護3 845単位</p> <p>d 要介護4 893単位</p> <p>e 要介護5 942単位</p> <p>(-) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費（II）</p> <p>a 要介護1 775単位</p> <p>b 要介護2 827単位</p> <p>c 要介護3 877単位</p> <p>d 要介護4 927単位</p>

改 正 後	改 正 前
<p>e 要介護5 984単位</p> <p>(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅲ)</p> <p>a 要介護1 770単位</p> <p>b 要介護2 821単位</p> <p>c 要介護3 871単位</p> <p>d 要介護4 920単位</p> <p>e 要介護5 971単位</p> <p>(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅳ)</p> <p>a 要介護1 752単位</p> <p>b 要介護2 802単位</p> <p>c 要介護3 850単位</p> <p>d 要介護4 898単位</p> <p>e 要介護5 947単位</p> <p>(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅴ)</p> <p>a 要介護1 780単位</p> <p>b 要介護2 832単位</p> <p>c 要介護3 882単位</p> <p>d 要介護4 932単位</p> <p>e 要介護5 984単位</p> <p>(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅵ)</p> <p>a 要介護1 770単位</p> <p>b 要介護2 821単位</p> <p>c 要介護3 871単位</p> <p>d 要介護4 920単位</p> <p>e 要介護5 971単位</p> <p>(13) 特定診療費</p> <p>注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p>	<p>e 要介護5 978単位</p> <p>(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅲ)</p> <p>a 要介護1 766単位</p> <p>b 要介護2 816単位</p> <p>c 要介護3 866単位</p> <p>d 要介護4 915単位</p> <p>e 要介護5 965単位</p> <p>(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅳ)</p> <p>a 要介護1 748単位</p> <p>b 要介護2 797単位</p> <p>c 要介護3 845単位</p> <p>d 要介護4 893単位</p> <p>e 要介護5 942単位</p> <p>(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅴ)</p> <p>a 要介護1 775単位</p> <p>b 要介護2 827単位</p> <p>c 要介護3 877単位</p> <p>d 要介護4 927単位</p> <p>e 要介護5 978単位</p> <p>(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (Ⅵ)</p> <p>a 要介護1 766単位</p> <p>b 要介護2 816単位</p> <p>c 要介護3 866単位</p> <p>d 要介護4 915単位</p> <p>e 要介護5 965単位</p> <p>(13) 特定診療費</p> <p>注 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 重度療養管理(1日につき) 125単位</p> <p>注 (略)</p> <p>5～17 (略)</p>	<p>→平12厚生省告示30・別表第一</p>
<p>(19) 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数</p> <p>(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数</p>	<p>(新設)</p>
<p>※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</p> <p>○ 介護療養施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(二) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二) 指定介護療養型医療施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・</p>	<p>→大臣基準告示・九十九の二</p>

改 正 後	改 正 前
<p>技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。</p> <p>㉓ 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>㉔ 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定介護療養型医療施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定介護療養型医療施設において、事業年度ごとに当該施設の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 介護療養施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イを算定していること。</p> <p>(6) 介護療養施設サービスにおける介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

4-3ハ 介護療養施設サービス(老人性認知症疾患療養病棟を有する病院・単位数表) 新旧対照表

(下線部分は令和元年10月改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>3 介護療養施設サービス</p> <p>ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス</p> <p>(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)</p> <p>(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)</p> <p> a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)</p> <p> i 要介護1 973単位</p> <p> ii 要介護2 1,037単位</p> <p> iii 要介護3 1,101単位</p> <p> iv 要介護4 1,166単位</p> <p> v 要介護5 1,230単位</p> <p> b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)</p> <p> i 要介護1 1,078単位</p> <p> ii 要介護2 1,144単位</p> <p> iii 要介護3 1,207単位</p> <p> iv 要介護4 1,272単位</p> <p> v 要介護5 1,336単位</p> <p>(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)</p> <p> a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)</p> <p> i 要介護1 917単位</p> <p> ii 要介護2 985単位</p>	<p>3 介護療養施設サービス</p> <p>ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス</p> <p>(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)</p> <p>(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)</p> <p> a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)</p> <p> i 要介護1 967単位</p> <p> ii 要介護2 1,031単位</p> <p> iii 要介護3 1,095単位</p> <p> iv 要介護4 1,159単位</p> <p> v 要介護5 1,223単位</p> <p> b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)</p> <p> i 要介護1 1,072単位</p> <p> ii 要介護2 1,137単位</p> <p> iii 要介護3 1,200単位</p> <p> iv 要介護4 1,265単位</p> <p> v 要介護5 1,328単位</p> <p>(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)</p> <p> a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅰ)</p> <p> i 要介護1 912単位</p> <p> ii 要介護2 979単位</p>

改 正 後		改 正 前	
iii 要介護3	1,053単位	iii 要介護3	1,047単位
iv 要介護4	1,120単位	iv 要介護4	1,114単位
v 要介護5	1,187単位	v 要介護5	1,180単位
b 認知症患者型介護療養施設サービス費 (ii)		b 認知症患者型介護療養施設サービス費 (ii)	
i 要介護1	1,024単位	i 要介護1	1,018単位
ii 要介護2	1,091単位	ii 要介護2	1,085単位
iii 要介護3	1,158単位	iii 要介護3	1,151単位
iv 要介護4	1,227単位	iv 要介護4	1,220単位
v 要介護5	1,293単位	v 要介護5	1,286単位
(三) 認知症患者型介護療養施設サービス費 (III)		(三) 認知症患者型介護療養施設サービス費 (III)	
a 認知症患者型介護療養施設サービス費 (i)		a 認知症患者型介護療養施設サービス費 (i)	
i 要介護1	889単位	i 要介護1	884単位
ii 要介護2	956単位	ii 要介護2	950単位
iii 要介護3	1,021単位	iii 要介護3	1,015単位
iv 要介護4	1,086単位	iv 要介護4	1,080単位
v 要介護5	1,152単位	v 要介護5	1,145単位
b 認知症患者型介護療養施設サービス費 (ii)		b 認知症患者型介護療養施設サービス費 (ii)	
i 要介護1	996単位	i 要介護1	990単位
ii 要介護2	1,061単位	ii 要介護2	1,055単位
iii 要介護3	1,128単位	iii 要介護3	1,121単位
iv 要介護4	1,193単位	iv 要介護4	1,186単位
v 要介護5	1,257単位	v 要介護5	1,250単位
(四) 認知症患者型介護療養施設サービス費 (IV)		(四) 認知症患者型介護療養施設サービス費 (IV)	
a 認知症患者型介護療養施設サービス費 (i)		a 認知症患者型介護療養施設サービス費 (i)	
i 要介護1	874単位	i 要介護1	869単位
ii 要介護2	938単位	ii 要介護2	933単位
iii 要介護3	1,003単位	iii 要介護3	997単位
iv 要介護4	1,067単位	iv 要介護4	1,061単位
v 要介護5	1,132単位	v 要介護5	1,125単位
b 認知症患者型介護療養施設サービス費 (ii)		b 認知症患者型介護療養施設サービス費 (ii)	
i 要介護1	980単位	i 要介護1	974単位
ii 要介護2	1,045単位	ii 要介護2	1,039単位
iii 要介護3	1,108単位	iii 要介護3	1,102単位
iv 要介護4	1,174単位	iv 要介護4	1,167単位
v 要介護5	1,237単位	v 要介護5	1,230単位
(五) 認知症患者型介護療養施設サービス費 (V)		(五) 認知症患者型介護療養施設サービス費 (V)	
a 認知症患者型介護療養施設サービス費 (i)		a 認知症患者型介護療養施設サービス費 (i)	
i 要介護1	815単位	i 要介護1	810単位
ii 要介護2	879単位	ii 要介護2	874単位
iii 要介護3	943単位	iii 要介護3	938単位
iv 要介護4	1,008単位	iv 要介護4	1,002単位
v 要介護5	1,072単位	v 要介護5	1,066単位
b 認知症患者型介護療養施設サービス費 (ii)		b 認知症患者型介護療養施設サービス費 (ii)	
i 要介護1	921単位	i 要介護1	916単位
ii 要介護2	985単位	ii 要介護2	979単位
iii 要介護3	1,050単位	iii 要介護3	1,044単位
iv 要介護4	1,114単位	iv 要介護4	1,108単位
v 要介護5	1,178単位	v 要介護5	1,171単位
(2) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)		(2) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費 (I)		(一) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費 (I)	
a 要介護1	721単位	a 要介護1	717単位
b 要介護2	785単位	b 要介護2	780単位
c 要介護3	850単位	c 要介護3	845単位
d 要介護4	914単位	d 要介護4	909単位
e 要介護5	979単位	e 要介護5	973単位
(二) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費 (II)		(二) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費 (II)	
a 要介護1	828単位	a 要介護1	823単位
b 要介護2	891単位	b 要介護2	886単位
c 要介護3	956単位	c 要介護3	950単位
d 要介護4	1,021単位	d 要介護4	1,015単位
e 要介護5	1,084単位	e 要介護5	1,078単位
(3) ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費 (1日につき)		(3) ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費 (1日につき)	
(一) ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費 (I)		(一) ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費 (I)	
a ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費 (i)		a ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費 (i)	
i 要介護1	1,099単位	i 要介護1	1,093単位
ii 要介護2	1,164単位	ii 要介護2	1,157単位
iii 要介護3	1,228単位	iii 要介護3	1,221単位
iv 要介護4	1,292単位	iv 要介護4	1,285単位
v 要介護5	1,357単位	v 要介護5	1,349単位
b ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費 (ii)		b ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費 (ii)	

改 正 後	改 正 前
<ul style="list-style-type: none"> i 要介護 1 1,099単位 ii 要介護 2 1,164単位 iii 要介護 3 1,228単位 iv 要介護 4 1,292単位 v 要介護 5 1,357単位 	<ul style="list-style-type: none"> i 要介護 1 1,093単位 ii 要介護 2 1,157単位 iii 要介護 3 1,221単位 iv 要介護 4 1,285単位 v 要介護 5 1,349単位
(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (Ⅱ) <ul style="list-style-type: none"> a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i) <ul style="list-style-type: none"> i 要介護 1 1,044単位 ii 要介護 2 1,111単位 iii 要介護 3 1,180単位 iv 要介護 4 1,247単位 v 要介護 5 1,314単位 b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) <ul style="list-style-type: none"> i 要介護 1 1,044単位 ii 要介護 2 1,111単位 iii 要介護 3 1,180単位 iv 要介護 4 1,247単位 v 要介護 5 1,314単位 	(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (Ⅱ) <ul style="list-style-type: none"> a ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (i) <ul style="list-style-type: none"> i 要介護 1 1,038単位 ii 要介護 2 1,105単位 iii 要介護 3 1,173単位 iv 要介護 4 1,240単位 v 要介護 5 1,306単位 b ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費 (ii) <ul style="list-style-type: none"> i 要介護 1 1,038単位 ii 要介護 2 1,105単位 iii 要介護 3 1,173単位 iv 要介護 4 1,240単位 v 要介護 5 1,306単位
(14) 特定診療費 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。	(14) 特定診療費 入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。 1～3 (略) 4 重度療養管理 (1日につき) 125単位 注 (略) 5～17 (略)	→平12厚生省告示30・別表第一
(10) 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (一) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 (二) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ) (1)から(10)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数	(新設)
※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 ○ 介護療養施設サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準 Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 指定介護療養型医療施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。 (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。	→大臣基準告示・九十九の二

改 正 後	改 正 前
<p>(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該指定介護療養型医療施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該指定介護療養型医療施設において、事業年度ごとに当該施設の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 介護療養施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</p> <p>(6) 介護療養施設サービスにおける介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	

4-4 介護医療院サービス（単位数表） 新旧対照表

（下線部分は令和元年10月改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>4 介護医療院サービス</p> <p>イ I型介護医療院サービス費（1日につき）</p> <p>(1) I型介護医療院サービス費（Ⅰ）</p> <p>（一）I型介護医療院サービス費（i）</p> <p>a 要介護1 698単位</p> <p>b 要介護2 807単位</p> <p>c 要介護3 1,041単位</p> <p>d 要介護4 1,141単位</p> <p>e 要介護5 1,230単位</p> <p>（二）I型介護医療院サービス費（ii）</p> <p>a 要介護1 808単位</p> <p>b 要介護2 916単位</p> <p>c 要介護3 1,151単位</p> <p>d 要介護4 1,250単位</p> <p>e 要介護5 1,340単位</p> <p>(2) I型介護医療院サービス費（Ⅱ）</p> <p>（一）I型介護医療院サービス費（i）</p> <p>a 要介護1 688単位</p> <p>b 要介護2 795単位</p> <p>c 要介護3 1,026単位</p> <p>d 要介護4 1,124単位</p> <p>e 要介護5 1,212単位</p> <p>（二）I型介護医療院サービス費（ii）</p> <p>a 要介護1 796単位</p> <p>b 要介護2 903単位</p> <p>c 要介護3 1,134単位</p> <p>d 要介護4 1,231単位</p> <p>e 要介護5 1,320単位</p> <p>(3) I型介護医療院サービス費（Ⅲ）</p>	<p>4 介護医療院サービス</p> <p>イ I型介護医療院サービス費（1日につき）</p> <p>(1) I型介護医療院サービス費（Ⅰ）</p> <p>（一）I型介護医療院サービス費（i）</p> <p>a 要介護1 694単位</p> <p>b 要介護2 802単位</p> <p>c 要介護3 1,035単位</p> <p>d 要介護4 1,134単位</p> <p>e 要介護5 1,223単位</p> <p>（二）I型介護医療院サービス費（ii）</p> <p>a 要介護1 803単位</p> <p>b 要介護2 911単位</p> <p>c 要介護3 1,144単位</p> <p>d 要介護4 1,243単位</p> <p>e 要介護5 1,332単位</p> <p>(2) I型介護医療院サービス費（Ⅱ）</p> <p>（一）I型介護医療院サービス費（i）</p> <p>a 要介護1 684単位</p> <p>b 要介護2 790単位</p> <p>c 要介護3 1,020単位</p> <p>d 要介護4 1,117単位</p> <p>e 要介護5 1,205単位</p> <p>（二）I型介護医療院サービス費（ii）</p> <p>a 要介護1 791単位</p> <p>b 要介護2 898単位</p> <p>c 要介護3 1,127単位</p> <p>d 要介護4 1,224単位</p> <p>e 要介護5 1,312単位</p> <p>(3) I型介護医療院サービス費（Ⅲ）</p>

改 正 後	改 正 前
(-) I型介護医療院サービス費 (i)	(-) I型介護医療院サービス費 (i)
a 要介護1 <u>672単位</u>	a 要介護1 <u>668単位</u>
b 要介護2 <u>779単位</u>	b 要介護2 <u>774単位</u>
c 要介護3 <u>1,010単位</u>	c 要介護3 <u>1,004単位</u>
d 要介護4 <u>1,107単位</u>	d 要介護4 <u>1,101単位</u>
e 要介護5 <u>1,196単位</u>	e 要介護5 <u>1,189単位</u>
(-) I型介護医療院サービス費 (ii)	(-) I型介護医療院サービス費 (ii)
a 要介護1 <u>780単位</u>	a 要介護1 <u>775単位</u>
b 要介護2 <u>887単位</u>	b 要介護2 <u>882単位</u>
c 要介護3 <u>1,117単位</u>	c 要介護3 <u>1,111単位</u>
d 要介護4 <u>1,215単位</u>	d 要介護4 <u>1,208単位</u>
e 要介護5 <u>1,304単位</u>	e 要介護5 <u>1,296単位</u>
ロ II型介護医療院サービス費 (1日につき)	ロ II型介護医療院サービス費 (1日につき)
(1) II型介護医療院サービス費 (I)	(1) II型介護医療院サービス費 (I)
(-) II型介護医療院サービス費 (i)	(-) II型介護医療院サービス費 (i)
a 要介護1 <u>653単位</u>	a 要介護1 <u>649単位</u>
b 要介護2 <u>747単位</u>	b 要介護2 <u>743単位</u>
c 要介護3 <u>953単位</u>	c 要介護3 <u>947単位</u>
d 要介護4 <u>1,040単位</u>	d 要介護4 <u>1,034単位</u>
e 要介護5 <u>1,118単位</u>	e 要介護5 <u>1,112単位</u>
(-) II型介護医療院サービス費 (ii)	(-) II型介護医療院サービス費 (ii)
a 要介護1 <u>762単位</u>	a 要介護1 <u>758単位</u>
b 要介護2 <u>857単位</u>	b 要介護2 <u>852単位</u>
c 要介護3 <u>1,062単位</u>	c 要介護3 <u>1,056単位</u>
d 要介護4 <u>1,150単位</u>	d 要介護4 <u>1,143単位</u>
e 要介護5 <u>1,228単位</u>	e 要介護5 <u>1,221単位</u>
(2) II型介護医療院サービス費 (II)	(2) II型介護医療院サービス費 (II)
(-) II型介護医療院サービス費 (i)	(-) II型介護医療院サービス費 (i)
a 要介護1 <u>637単位</u>	a 要介護1 <u>633単位</u>
b 要介護2 <u>731単位</u>	b 要介護2 <u>727単位</u>
c 要介護3 <u>936単位</u>	c 要介護3 <u>931単位</u>
d 要介護4 <u>1,024単位</u>	d 要介護4 <u>1,018単位</u>
e 要介護5 <u>1,102単位</u>	e 要介護5 <u>1,096単位</u>
(-) II型介護医療院サービス費 (ii)	(-) II型介護医療院サービス費 (ii)
a 要介護1 <u>746単位</u>	a 要介護1 <u>742単位</u>
b 要介護2 <u>841単位</u>	b 要介護2 <u>836単位</u>
c 要介護3 <u>1,046単位</u>	c 要介護3 <u>1,040単位</u>
d 要介護4 <u>1,134単位</u>	d 要介護4 <u>1,127単位</u>
e 要介護5 <u>1,212単位</u>	e 要介護5 <u>1,205単位</u>
(3) II型介護医療院サービス費 (III)	(3) II型介護医療院サービス費 (III)
(-) II型介護医療院サービス費 (i)	(-) II型介護医療院サービス費 (i)
a 要介護1 <u>626単位</u>	a 要介護1 <u>622単位</u>
b 要介護2 <u>720単位</u>	b 要介護2 <u>716単位</u>
c 要介護3 <u>925単位</u>	c 要介護3 <u>920単位</u>
d 要介護4 <u>1,013単位</u>	d 要介護4 <u>1,007単位</u>
e 要介護5 <u>1,091単位</u>	e 要介護5 <u>1,085単位</u>
(-) II型介護医療院サービス費 (ii)	(-) II型介護医療院サービス費 (ii)
a 要介護1 <u>735単位</u>	a 要介護1 <u>731単位</u>
b 要介護2 <u>830単位</u>	b 要介護2 <u>825単位</u>
c 要介護3 <u>1,035単位</u>	c 要介護3 <u>1,029単位</u>
d 要介護4 <u>1,123単位</u>	d 要介護4 <u>1,116単位</u>
e 要介護5 <u>1,201単位</u>	e 要介護5 <u>1,194単位</u>
ハ 特別介護医療院サービス費 (1日につき)	ハ 特別介護医療院サービス費 (1日につき)
(1) I型特別介護医療院サービス費	(1) I型特別介護医療院サービス費
(-) I型特別介護医療院サービス費 (i)	(-) I型特別介護医療院サービス費 (i)
a 要介護1 <u>639単位</u>	a 要介護1 <u>635単位</u>
b 要介護2 <u>739単位</u>	b 要介護2 <u>735単位</u>
c 要介護3 <u>960単位</u>	c 要介護3 <u>954単位</u>
d 要介護4 <u>1,052単位</u>	d 要介護4 <u>1,046単位</u>
e 要介護5 <u>1,137単位</u>	e 要介護5 <u>1,130単位</u>
(-) I型特別介護医療院サービス費 (ii)	(-) I型特別介護医療院サービス費 (ii)
a 要介護1 <u>740単位</u>	a 要介護1 <u>736単位</u>
b 要介護2 <u>843単位</u>	b 要介護2 <u>838単位</u>
c 要介護3 <u>1,061単位</u>	c 要介護3 <u>1,055単位</u>
d 要介護4 <u>1,155単位</u>	d 要介護4 <u>1,148単位</u>
e 要介護5 <u>1,238単位</u>	e 要介護5 <u>1,231単位</u>
(2) II型特別介護医療院サービス費	(2) II型特別介護医療院サービス費
(-) II型特別介護医療院サービス費 (i)	(-) II型特別介護医療院サービス費 (i)
a 要介護1 <u>593単位</u>	a 要介護1 <u>590単位</u>
b 要介護2 <u>684単位</u>	b 要介護2 <u>680単位</u>

改 正 後	改 正 前
c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5
879単位 963単位 1,037単位	874単位 957単位 1,031単位
(二) II型特別介護医療院サービス費 (ii)	(二) II型特別介護医療院サービス費 (ii)
a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5
698単位 789単位 984単位 1,066単位 1,141単位	694単位 784単位 978単位 1,060単位 1,134単位
ニ ユニット型I型介護医療院サービス費 (1日につき)	ニ ユニット型I型介護医療院サービス費 (1日につき)
(1) ユニット型I型介護医療院サービス費 (I)	(1) ユニット型I型介護医療院サービス費 (I)
(-) ユニット型I型介護医療院サービス費 (i)	(-) ユニット型I型介護医療院サービス費 (i)
a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5
825単位 933単位 1,168単位 1,267単位 1,357単位	820単位 928単位 1,161単位 1,260単位 1,349単位
(二) ユニット型I型介護医療院サービス費 (ii)	(二) ユニット型I型介護医療院サービス費 (ii)
a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5
825単位 933単位 1,168単位 1,267単位 1,357単位	820単位 928単位 1,161単位 1,260単位 1,349単位
(2) ユニット型I型介護医療院サービス費 (II)	(2) ユニット型I型介護医療院サービス費 (II)
(-) ユニット型I型介護医療院サービス費 (i)	(-) ユニット型I型介護医療院サービス費 (i)
a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5
815単位 921単位 1,153単位 1,250単位 1,339単位	810単位 916単位 1,146単位 1,243単位 1,331単位
(二) ユニット型I型介護医療院サービス費 (ii)	(二) ユニット型I型介護医療院サービス費 (ii)
a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5
815単位 921単位 1,153単位 1,250単位 1,339単位	810単位 916単位 1,146単位 1,243単位 1,331単位
ホ ユニット型II型介護医療院サービス費 (1日につき)	ホ ユニット型II型介護医療院サービス費 (1日につき)
(1) ユニット型II型介護医療院サービス費 (i)	(1) ユニット型II型介護医療院サービス費 (i)
(-) 要介護1 (二) 要介護2 (三) 要介護3 (四) 要介護4 (五) 要介護5	(-) 要介護1 (二) 要介護2 (三) 要介護3 (四) 要介護4 (五) 要介護5
824単位 924単位 1,142単位 1,234単位 1,318単位	819単位 919単位 1,135単位 1,227単位 1,310単位
(2) ユニット型II型介護医療院サービス費 (ii)	(2) ユニット型II型介護医療院サービス費 (ii)
(-) 要介護1 (二) 要介護2 (三) 要介護3 (四) 要介護4 (五) 要介護5	(-) 要介護1 (二) 要介護2 (三) 要介護3 (四) 要介護4 (五) 要介護5
824単位 924単位 1,142単位 1,234単位 1,318単位	819単位 919単位 1,135単位 1,227単位 1,310単位
へ ユニット型特別介護医療院サービス費 (1日につき)	へ ユニット型特別介護医療院サービス費 (1日につき)
(1) ユニット型I型特別介護医療院サービス費	(1) ユニット型I型特別介護医療院サービス費
(-) ユニット型I型特別介護医療院サービス費 (i)	(-) ユニット型I型特別介護医療院サービス費 (i)
a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5
774単位 875単位 1,095単位 1,188単位 1,271単位	770単位 870単位 1,089単位 1,181単位 1,264単位
(二) ユニット型I型特別介護医療院サービス費 (ii)	(二) ユニット型I型特別介護医療院サービス費 (ii)
a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5
774単位 875単位 1,095単位 1,188単位 1,271単位	770単位 870単位 1,089単位 1,181単位 1,264単位
(2) ユニット型II型特別介護医療院サービス費	(2) ユニット型II型特別介護医療院サービス費
(-) ユニット型II型特別介護医療院サービス費 (i)	(-) ユニット型II型特別介護医療院サービス費 (i)
a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5	a 要介護1 b 要介護2 c 要介護3 d 要介護4 e 要介護5
783単位 878単位 1,084単位 1,173単位 1,251単位	778単位 873単位 1,078単位 1,166単位 1,244単位

改 正 後	改 正 前
(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費 (ii) a 要介護1 783単位 b 要介護2 878単位 c 要介護3 1,084単位 d 要介護4 1,173単位 e 要介護5 1,251単位 ソ 特別診療費 注 入所者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。 1～3 (略) 4 重度療養管理(1日につき) 125単位 注 (略) 5～17 (略) </div> ツ 緊急時施設診療費 入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。 (1) 緊急時治療管理(1日につき) 518単位 注1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。 2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。 (2) 特定治療 注 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。 オ 介護職員等特定処遇改善加算 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) イからオまでにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イからオまでにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。 ○ 介護医療院サービスにおける介護職員等特定処遇改善加算の基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げるいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二) 介護医療院における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。 (三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただ </div>	(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費 (ii) a 要介護1 778単位 b 要介護2 873単位 c 要介護3 1,078単位 d 要介護4 1,166単位 e 要介護5 1,244単位 ソ 特別診療費 注 入所者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。 →平12厚生省告示30・別表第二 ツ 緊急時施設診療費 入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。 (1) 緊急時治療管理(1日につき) 511単位 注1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。 2 同一の入所者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。 (2) 特定治療 注 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療(別に厚生労働大臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。 (新設)
	→大臣基準告示・百の四

改正後	改正前
<p>し、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。</p> <p>（四）介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>（2）当該介護医療院において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>（3）介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>（4）介護医療院において、事業年度ごとに当該施設の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>（5）介護医療院サービスにおけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していること。</p> <p>（6）介護医療院サービスにおける介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>（7）平成二十年十月から（2）の届出の日の属する月の前月までに実施した職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p> <p>（8）（7）の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>□ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）イ（1）から（4）まで及び（6）から（8）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>	